

# 和歌山市陸上競技協会規約

## 第1章 総則

### 第1条 (名称)

本会は和歌山市陸上競技協会と称する。

### 第2条 (目的)

本会はアマチュア陸上競技の健全な普及発展を図り、体育文化の発展と人類の平和に寄与せんとするものである。

### 第3条 (事業)

本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1) 和歌山市における陸上競技を統括し、各種陸上競技大会を開催する。
- 2) 陸上競技の技術を指導普及する。
- 3) 和歌山市体育協会に加盟し、和歌山陸上競技協会の傘下として活躍する。
- 4) その他

### 第4条 (所在地)

S 4 4 年以降	和歌山市有本 6 6 9	紀ノ川中学校
S 4 9 年以降	和歌山市北島 3 7 0	河北中学校
S 5 5 年以降	和歌山市紀三井寺 8 3 2	明和中学校
H 3 年以降	和歌山市善明寺 7 0 6	楠見中学校
H 5 年以降	和歌山市梶取 4 0 - 8	
H 2 0 年以降	和歌山市直川 1 1 3 - 2	開智中学校高等学校

## 第2章 組織

### 第5条 (組織)

本会は和歌山市在住並びに、他府県在住で勤務を和歌山市内に持つ陸上競技愛好者をもって組織する。

### 第6条 (会員)

本会は次の者をもって構成する。

- 1, 会員
- 2, 特別賛助会員
- 3, 賛助会員
- 4, 名誉会員
- 5, 顧問
- 6, 参与

会員とは本会に所定の会費を納入した者をいう。

特別賛助会員とは本会の特別賛助会費 10,000 円以上を寄付した者をいう。

賛助会員とは本会の賛助会費 3,000 円以上を寄付した者をいう。

顧問・参与は本会に功労のあった者で、理事会の推薦により総会の承認を得た者をいう。

### 第3章 役員

#### 第7条 (役員)

本会に次の役員をおく。

- 1, 名誉会長
  - 2, 会長
  - 3, 副会長若干名
  - 4, 顧問若干名
  - 5, 参与若干名
  - 6, 理事若干名
  - 7, 監事若干名
- 役員は兼務することができるが、監事の兼務は認めない。

#### 第8条 (役員を選出・兼務)

- 1) 会長・副会長は総会において選出する。会長は本協会を統轄し代表する。副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は代行する。会長は総会の承認を得て名誉会長をおくことができる。
- 2) 理事は総会において選出する。理事の互選により理事長1名、常任理事若干名を定める。理事は理事会を構成し、本会の会務を処理する。
- 3) 常任理事は常任理事会を構成し本会の運営にあたる。
- 4) 監事は総会において選出。財務及び一般業務を監査する。
- 5) 会計は本協会の会計事務を掌る。

#### 第9条 (任期)

役員任期は2ヶ年とする。ただし再選は妨げない。

補欠を指名された役員任期は前任者の残留期間とする。

### 第4章

#### 第10条 (構成)

総会は会員をもって構成し、役員会は、会長・理事・顧問・監事をもって構成する。

#### 第11条 (権限)

総会は本会の最高議決機関で、次の事項を付議する。

- 1) 事業計画
- 2) 予算及び決算
- 3) 事業報告
- 4) 役員承認または決定
- 5) 規約の改廃
- 6) その他重要な事項

#### 第12条 (定時及び臨時総会)

定時総会は毎年4月中に開催する。常任理事の要請があった場合、臨時総会を開かなければならない。

#### 第13条 (招集及び議事)

総会は会長が招集し、その議題は原則として理事長が当たる。

総会は会員の過半数の出席(委任状も含む)をもって成立する。

総会の議決は出席会員の過半数(委任状も含む)の賛否をもって決する。ただし、規約の改廃については3/4以上の同意がなければならない。

第 14 条 (会費)

本会に加入するためには、次の会費を納入するものとする。

- 1) 会費 年額 1, 0 0 0 円を納入する。
- 2) 特別賛助会費・賛助会費については第 6 条参照。

第 15 条 (経費)

本会の経費は次に掲げるもので支弁する。

- 1) 本会の会費
- 2) 特別賛助会費・賛助会費
- 3) 事業会費
- 4) その他収入

第 16 条 (会計年度)

本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 3 1 日に終わる。

第 17 条 (細則)

本協会の施行に当たり協会運営に必要な事項についての細則は別にこれを定める。

第 18 条 (施行)

本規約は昭和 4 4 年 1 月 1 2 日より施行する。

改 訂 昭和 5 1 年 3 月 1 7 日

平成 2 2 年 5 月 1 日

## 栄章受賞に伴う記念品贈呈に関する内規

本協会会員が、下記に該当する栄誉を受けた時、受賞者の栄誉を祝し、これを記念して協会より記念品を贈るものとする。

[該当する栄賞] 日本陸連からの有功章、功労賞、日本記録章勲功章・秩父宮章・高校優秀指導者賞(平沼亮三章)、河野謙三(中学優秀指導者賞)章、安藤百福章(少年少女陸上競技指導者表彰)国からの藍受褒賞・黄綬褒章・文部大臣よりの体育功労賞などとする。

該当する受賞者が出たときは、理事長専決の上贈呈し、次期役員会に於いて事後報告しなければならない。

[栄章の記録] 上記についての記録は理事長又は副理事長が保管する。

平成元年度より施行する。